

竹原市民生都市建設委員会

令和5年6月23日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 議案第42号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
- 2 議案第43号 竹原市税条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第44号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 4 陳受第5-6号 中通小学校区内の生活道路・橋梁整備の要望書

(その他)

- 1 国民健康保険税 年金特別徴収の75歳到達者停止もれについて
- 2 閉会中の継続審査の申出について
- 3 令和5年度民生都市建設委員会行政視察について

(令和5年6月23日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
高 重 洋 介	出 席
今 田 佳 男	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席

委員外議員出席者

氏 名
平 井 明 道
山 元 経 穂
堀 越 賢 二
川 本 円
大 川 弘 雄
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会議務局長 笹原章弘

議会議務局係長 道面篤信

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊
建 設 部 長	梶 村 隆 穂
税 務 課 長	向 井 聡 司
社 会 福 祉 課 長	住 田 昭 徳
都 市 整 備 課 長	広 近 隆 幸

午前9時57分 開会

委員長（下垣内和春君） 皆さん、おはようございます。

開会前に、委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほど、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第2回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第2回定例会で提案をさせていただいております議案のうち、議案第42号外2議案につきまして説明をさせていただきます。慎重な御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構です。

それでは、議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明を申し上げます。

議案書の59ページ、同じく議案参考資料の59ページとなります。本日は、議案参考資料で説明をさせていただきますので、議案参考資料の59ページのほうをお開きいただければと思います。

本案は、竹原市社会福祉法人等指導監査専門員の報酬の額を改定するものでございます。

改正内容につきましては、竹原市社会福祉法人等指導監査専門員の報酬の額を月額2万600円から月額2万700円に改めるというものでございます。

改正の理由につきましては、このたび広島県の報酬が引き上げられたことに伴いまして、報酬額を同額という形にて改定するものとなっております。

広島県の報酬額と同額とする必要性でございます。この法人指導監査業務につきましては、従来都道府県で実施していた業務が平成25年4月の社会福祉法改正に伴いまして法人指導監査権限の一部が法定移譲され、現在市町で実施することとなっております。その際、平成25年度より各市町で報酬額を定めるという必要性が生じたものでございますが、業務内容そのものがそれまで実施していた県の指導監査専門員と同じ内容であるということから、広島県が示しました報酬額に各市町が合わせていったといった経緯がございます。こうしたことから、報酬額におきましては県の報酬の水準に合わせていくことが妥当であるというふうに考えており、今般、県におきまして見直しをされた報酬額に本市も合わせたという内容でございます。なお、県におきましては、毎年4月1日付けで県の総務課が報酬額を定めているとお聞きしております。具体には、健康福祉局の地域福祉課のほうから同日付で報酬額を改定したとの情報を受けての今回の改正とさせていただきます。

施行期日は公布の日、根拠法令は地方自治法第203条の2となります。

議案第42号の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

議案第43号竹原市税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（向井聡司君） 税務課からは、市税条例の改正案の上程になります。

それでは、議案書の61ページと議案参考資料の61ページになります。

議案第43号竹原市税条例の一部を改正する条例案につきましては、議案等補足説明資料で御説明をさせていただきます。

1の改正の要旨でございますが、地方税法の一部が改正されたことに伴い、森林環境税を導入するとともに、扶養親族等申告書の記載事項の簡素化、不正を行った自動車メーカーに対する軽自動車税の加算割合の変更など、必要な規定を整備するものでございます。

それでは、2の具体的な改正内容でございます。

（1）個人住民税関係の改正でございます。

森林環境税の導入に伴い、必要な措置を講ずるものであります。

森林環境税は、森林を保存することで水源を守り、災害を緩和することや温室効果ガスの排出量と森林などによる吸収のバランスをよくすることが目的で、東日本大震災復興税の終了に伴い、代わって国税として年額1,000円が森林環境税として課税されるというものでございます。

施行年月日は、令和6年1月1日からでございます。

次に、イでございます。

給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を簡素化するものでございます。こちらは、給料所得者の扶養控除等申告書について、その申告に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と同じ場合は、同じであるというものの記載により、できるようになりました。これは、扶養親族の情報を毎年記入する必要がありましたが、今後は同じであれば記入しなくてよくなるというものでございます。

施行年月日は、令和7年1月1日からでございます。

次に、（2）の軽自動車税関係の改正でございます。

アでございます。

道路交通法の改正によりまして、新たに特定小型原動機付自転車の区分が新設をされました。こちらは、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として定義されるものであります。原動機付自転車のうち、原動機の定格出力が0.6キロワット以下のものであって、長さ1.9メートル、幅0.6メートル以下で、最高速度が20キロメートル以下のものが該当するものであります。登録方法は、一般的な原動機付自転車と同じでございます。税額は2,000円でございます。

施行期日は、令和5年7月1日からとなっております。

次に、イでございますが、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に変更するというものでございます。こちらは、税制上の再発防止策でございます。不正により生じた納付不足額に係る納税義務を不正を行ったメーカーに負わせるというものでございます。納税不足額を徴収する際に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げられるものでございます。

施行期日は、令和6年1月1日からでございます。

議案第43号につきましては、以上でございます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 森林税よね、これは森づくり、500円から1,000円になることか。

委員長（下垣内和春君） 森林環境税だから1,000円です。

委員（宇野武則君） 1,000円よね。

この前、新聞に大きく出てから、配分がばらついて、たくさん配分もらっているところ、ほとんど残しているのよね、都会のほうで。それで、竹原市の場合は、配分はどのぐらいあるのか。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 配分の御質問でございます。

こちらのほうが、竹原市では9割返ってくる、森林環境税で1,000円を御負担していただいて、その分の9割が竹原市のほうへ返ってくるというものでございます。

委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 返ってきた分の9割って、1,000円の900円、それを人数、納税者たちのことよね。それと、使用目的の制限というようなのはあるのかな。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 税金がどのように使えるかというような御質問でございます。

こちらの森林環境譲与税になりますが、そちらの場合は、市町村が公共施設への木材利用促進事業や荒廃した竹林の伐採を行う整備、それから人材育成、それから里山活動に興味を持っている人を対象としている里山活動の研修の実施などに充てるというようになっております。それからまた、基金への積立ても可能となっております。

委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 大体今まで森林組合、今度は三原に替わったのかな。大体森林組合へ委託しているのではないのか、ずっと。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 詳しい使い道のほうは、私には分からないのですけれども、多分そういった事業者へ委託しているというのが現状だと思います。

委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 竹原抜けて本郷のほうへ行く、今、雨が降ると竹やぶが県道へ向いて垂れ下がって、車に当たるぐらいになっているのよね。そして、森林組合というと大体簡単なところをやるのよ。それは、営業でだから手間をかけないようにするから。やっぱりそういうところを担当課のほうへ連携取って、そういう市内を少し見て歩いて、我々もそうだが、見て歩かないと現実が分からないのよ。緊急性のないようなところをやってもしょうがないのよ。今、小吹の境界線のほうの三原のほうへ抜ける道路はずっとそうだからね。そして、やっぱりこれから雨が降ったりしたら、特に竹なんか垂れるのよ、道路へ。それ、非常に危険だからね。そういう危険な箇所から、せっかくの税金だから、やっぱり市民が安心して生活できるような有効な方法で使ってもらわないと。ただ金額だけはっきりしたら、そりゃ簡単なところをやるわ、指定しないのだから、市が。簡単なところを切って、数量だけ切れればいいわけだから。ではなく、私はしょっちゅうあの辺りをうろうろしたりしているから、そういうところをもうちょっと担当課がしっかり見てから、この竹やぶが一番危ないのよ。表層滑りは23%竹やぶなのだから。だから、あんまり竹やぶが密集すると、ばさっと滑るのよ。竹というのは、ずっと5メートル、10メートル下

へ行かないからね。20センチぐらいのところでは横に這っていくのだから。それが滑り出したら、その竹の根っこが全部泥を持って出るのよ。そういう危険性があるから、ある程度水路が確保できるような方法にしておかないと災害の原因になるのよ。だから、税金はただ発注して事が済むという問題ではないのよ。せっかくの森林というのは、今どこでもそうだろう。都会のほうへ割当てが多いと、都会のほうは使わないのよ。一番少ないのが沖縄よ。新聞に全部データ出たのよ。だから、やっぱり有効に、限られた予算だからね、全額どれぐらいになるのか知らないが、しっかり連携してやってくださいよ。

委員長（下垣内和春君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 森林環境譲与税という形で市町のほうへ配分されているわけですが、従来から、恐らく令和元年度ぐらいから森林環境譲与税ということで市のほうにも一定額をいただいていると思っております。大変申し訳ございません、額は今ちょっと出てきませんが、数百万円という単位だったというふうに記憶しております。市のほうでも基金をつくらせていただく中でその活用ということで、県のほうとも相談させていただきながら、従来の人工林のところも施業といいますか、間伐であったりその手入れという観点でこれまではその使い道として使わせていただいていることではございますが、今回の森林環境税という形で正式に税として導入をされるということに当たって、国のほうからも取組事例というようなことが示されているように聞いております。今おっしゃったような、本来森林の管理という関係でいわゆる使うということではございますけれども、道路の周辺というか、そういったところの森林の管理ということにも取組事例として挙げられているということもあるようでございますので、多分建設課のほうで担当はすると思っておりますけれども、こちらのほうで今おっしゃったような、道路そのものの管理ということではないのですけれども、道路周辺の森林の管理という観点でその利用というか、使い道という部分はこれから検討させていただきたいというふうに思います。

委員長（下垣内和春君） ほかに御質問ございますか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

市民福祉部は退席いただいて結構です。

説明員の入替えをさせていただきます。よろしいですか。

議案第44号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） それでは、議案第44号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

議案書は67ページですが、本日の説明につきましては、議案参考資料の71ページで説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、1番目の提案の要旨です。

今定例会に手数料条例の改正を上程するに当たりまして、今月2日に開催をさせていただいております民生都市建設委員会の中で、宅地造成等規制法の一部を改正する内容について報告をさせていただいたところであります。本日の資料のほうにはちょっと掲載はしておりませんが、この法改正の目的といいますのが、令和3年度に静岡県熱海市のほうで発生しました大規模な土石流災害、これを教訓としまして、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制しようということで、国民の生命、財産を保護しようとする法改正が行われたというものであります。

主な内容ですが、規制区域を拡大することや規制対象行為を広げること、許可基準の強化でありますとか中間検査の実施、罰則強化というふうなことで説明をさせていただいたところであります。この盛土等の許可申請に当たり、これまでより詳細な審査でありますとか実地の検査等を実施することとなるため、手数料の増額改正をしようというものであります。

具体的に資料の2番の改正の内容についてですが、表にありますとおり、切土や盛土をする面積に応じて定められた改正前の額を、改正後約17%増額するというものであります。この17%増額の根拠についてであります。法改正によりまして詳細な審査、検査を行うため、許可申請1件当たりの処理時間が平均で約17%増加するというので、相当分として現行の手数料額に上乗せするというものでございます。この表で1万平方メートル未満までしか掲載されていないということになっておりまして、当然これ以上の盛土等もございまして、これ本来、宅地造成規制に関する事務というのが都道府県、政令市等が実施する事務ということですが、本市におきましては県との協議におきまして、1万平方メートル未満を市が処理し、それ以上のものを県が処理するというようになっておりまして、改正後も同様に処理するということとなっているためであります。

続きまして、3番目の施行期日であります、この条例の公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定めることとしておりました、現時点では広島県のほうで規制区域を決定する予定としております9月28日となる見込みとなっております。

説明は以上であります。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退席願います。

委員の方は、そのまま自席でお待ちください。

午前10時20分 休憩

午前10時21分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117条第1項の規定による委員外議員の出席、または第2項の規定による委員外議員の発言についての要求を求める方の申出をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 委員外議員の方はなしということでございます。

付託議案についての委員間討議を始めます。

委員の皆さんは、追加の質疑等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 追加の質疑がございませんので、以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時23分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより本委員会の付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

議案第42号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

説明員は退席願います。

午前10時25分 休憩

午前10時26分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

陳受第5－6号中通小学校区内の生活道路・橋梁整備の要望書を議題といたします。

本陳情について御意見等があれば、御発言願います。

ありませんか。

高重委員。

委員（高重洋介君） 要望書についてなのですが、ちょっと地元のことで大変恐縮なのですが、このたびの設計変更とかもありましたし、実際にまだ工事のほうはいつからかというのも決まってませんし、まだまだ地元の声で、また下水道の工事も重なってくるのではないかなということで、できればまた月例の委員会などで視察なども行いながら、工事の進み状況、進捗状況を見ながら継続審査ということにしてはどうかというふうに思いますが、委員長さんのほうで皆さんにお諮りをください。

委員長（下垣内和春君） ほかに御意見等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ただいま高重委員より、継続審査にさせていただいて、まだまだ今から続くことだということでございます。委員長といたしましても、まだ県のほうの設計の変更とかいろんなことがございますから、もう少し時間をかけたほうがいいのではないかと私も思っております。

それでは、お諮りいたします。

陳受第5－6号中通小学校区内の生活道路・橋梁整備の要望書については、継続審査として議長に申し出ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

当委員会に付託された議案全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託議案に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任いただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

その他の事項に移ります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時30分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開します。

市民福祉部より報告事項がありますので、発言を許します。

市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 失礼いたします。

本日は、お忙しい中、引き続いてお時間を調整していただきまして誠にありがとうございます。

本日、皆様方に御報告させていただきたいことがございます。私どものほうの国民健康保険税に関する課税の部分で徴収ミスというのがございました。それについての御説明でございまして。大変御迷惑をおかけしております。申し訳ございませんでした。これから説明をさせていただきますが、今後こういうことのないように努めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

委員長（下垣内和春君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） それでは、国民健康保険税、年金特徴の75歳到達者の停止もれについて御説明をさせていただきます。

まず、1の概要でございまして。

こちらは、国民健康保険税について令和5年度中に被保険者である世帯主が後期高齢者医療保険に移行するときは、75歳に到達する世帯について令和5年4月以降の特別徴収の停止を行う必要がございました。しかし、2月に行った処理を誤っていたため、停止さ

れておらず、4月分と6月分の年金から徴収したため、一部の方が過剰に徴収することとなりました。

2の公的年金からの特別徴収の仕組みですが、こちらに例を挙げております。公的年金からの特別徴収は、4月、6月、8月が仮徴収をされまして、10月、12月、2月で本徴収となります。仮徴収は、地方税法の規定により、前年度の2月と同じ額を徴収する仕組みとなっております。国民健康保険税の税額が決まるのが、正式に決まるのは7月でございます。仮徴収により少なければ、還付金が発生する。年度途中で後期高齢者医療保険制度に移行する世帯については、その年度の特別徴収は行わないこととしておりました。

こちらの例でございますが、アの前年度の国民健康保険税の年税額が5万円としますと、図のようになります。こちらの2月分が、8,300円が仮徴収として、イの4月分、6月のとして徴収をされまして1万6,600円となります。今年度6月に75歳に到達するとしますと、国民健康保険税の年税額が1万2,500円だとしましたら4,100円が多く徴収されたこととなります。こういう仕組みとなっております。

3の原因でございます。

こちらは、4月以降に支給される年金から特別徴収の停止を日本年金機構等の年金支払者に対して2月10日までに通知する必要がございました。しかしながら、その通知ができていなかったため、公的年金から特別徴収を停止すべき対象者に支給される公的年金から引き落とされたというものでございます。

4の対象世帯でございます。

このたびの還付見込み世帯数が50世帯、還付見込額が53万8,000円となる見込みでございます。

5の対応といたしましては、6月22日に謝罪の文書を発送しております。昨日、発送しております。6月分の年金の収納情報が把握できるのは7月上旬であることから、正確な額の還付はそれ以後となります。7月中旬までには還付の通知を発送したいと考えております。

今後は、チェック体制をより強化しまして、再発防止に向け、取り組んでいきたいと考えております。

御説明は以上でございます。

委員長（下垣内和春君） ただいまの説明に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次の閉会中の継続審査についてへ参ります。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

委員長（下垣内和春君） それでは、休憩を閉じて会議を再開します。

閉会中の継続審査の申出についてであります。先ほど継続審査となりました陳受第5-6号中通小学校区内の生活道路・橋梁整備の要望書を個別案件として申し出ます。このほか、竹原市市営住宅長寿命化計画に基づく、市営住宅の用途廃止等の進捗について、港湾施設の利用活用について、新型コロナウイルス感染症対策についてを個別案件として申し出ておりますが、この際、新型コロナウイルス感染症の5類移行等の状況の変化を踏まえ、個別案件から削除して申し出るように考えております。

その他、委員の皆様におかれまして、継続審査、調査についての御意見なり御要望はございませんか。

ないですか。

委員（宇野武則君） 市営住宅を現地見させてもらったのだが、一番向こうから2列目が今、長寿命化計画でやっているのですが、1列目、2列目をやっていたのだが、これはどのような計画でやるのか、全部やるのか、何年でやるのか。だらだらだらだらこの前の区画整理もそうなのですが、今6年延長して、今3年目ですか。そして、これ済まなかったら、また6年やるのか。そこらの見込みね、ちょっとこれ今度の委員会でもいいから一応目安を説明してもらわないと。

委員長（下垣内和春君） よろしいですか、そういうことで。

それでは、ないようでしたら別紙の。

すみません。

委員（高重洋介君） 今月か、月例の委員会の際に、宇野委員からも出たように海の駅の状況の資料とか、そこで関連ではあります。道の駅のを提出するということがあったので、また次の委員会までに提出をいただけるように。今日出るのかなと思ったのですが、今日はまた違うあれだったので、よろしくお願いします。

委員長（下垣内和春君） 今、事務局と調整をして、特に海の駅につきましては行くという方向ですが、それが7月、8月、どちらか、なるべく早いうちに個人的には行きたいと

思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにござひますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようでしたら、別紙の陳受第5－6号を加え、ただいまの意見等を踏まえ、議長に申し出ることに対し御異議ござひませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

続いて、令和5年度民生都市建設委員会の行政視察についてでござひます。

事務局から説明させます。

係長。

議会事務局係長（道面篤信君） それでは、視察研修旅行について説明をさせていただきます。

お手元の視察研修案を御覧ください。

前回の委員会で村上委員の提案により、方面、豊後高田市方面ということで決定をいただきまして、事務局のほうで日程案をつくりましたので、説明いたします。

まず、1番の日程案でござひますが、今年の11月5日から7日の2泊3日を計画しております。

2番の視察先の候補でござひますが、まず最初に（1）といたしまして大分県臼杵市、こちらは人口3万4,000人余り、議員定数18人の市であります。テーマとしましては、うすき石仏ねっとというケーブルテレビのネットワークを使いまして、病院や薬局、介護施設等で病気、投薬、検査結果などの情報を共有するシステムをつくっているということで、こちらタブレットの方はクリックしていただくと記事へリンクをしております。そういったシステムを導入しているということで、それについて視察することを計画しております。

続いて、2番、大分県大分市、こちら県庁所在地でありまして47万5,000人余りの人口、定数44人の市であります。こちらにつきましては荒廃竹林整備・利活用推進事業ということで、森林環境税、贈与税などを活用した竹林再生事業、優良竹林化、粉碎機の貸出し、炭焼きイベントの実施などNPOと連携した取組について、現地を含め、説明を受ける計画としております。

三つ目、豊後高田市、人口2万2,000人余り、議員定数16人の都市であります。

こちら提案いただきましたとおり子育て支援についてということで、全国トップレベルの子育て支援を目指して医療費や給食費、保育料の無料化、ワンストップ窓口、一時預かりや公営塾などの取組を視察、研修するものであります。

以上、3つの都市、テーマで訪問をいたしまして、3番の予定でございますが、臼杵市の視察を朝早く行うこととなりますので、前日出発といたしまして、前日前泊をいたしまして、11月6日午前に臼杵市役所、午後に大分市、大分市内で宿泊いたしまして、翌7日、大分から豊後高田市へ移動しまして、豊後高田市を午前中訪問した後、竹原へ帰ってくるという日程を組んでおります。

説明は以上です。

委員長（下垣内和春君） 事務局から説明が終わりました。

行政視察について協議を行います。

暫時休憩という形でやらせていただきます。よろしくお願ひします。

午前10時44分 休憩

午前10時45分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開し、今のことを踏まえて対応させていただきます。

ほかにはございませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 異議なしと認めます。それでは、このように決定いたします。

それでは、委員の方からその他委員会運営等について御意見があれば、御発言願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、ないようであれば、以上をもって本日の民生都市建設委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。ありがとうございました。

午前10時45分 閉会